

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 徳田 佳昭 様 あて名 〒571-8501 日本国大阪府門真市大字門真1006番地 パナソニック株式会社内	PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]
発送日 (日.月.年) 05.06.2018	

出願人又は代理人 の書類記号 P1008394W001	今後の手続については、下記2を参照すること。
--------------------------------	------------------------

国際出願番号 PCT/JP2018/014360	国際出願日 (日.月.年) 04.04.2018	優先日 (日.月.年) 06.04.2017
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N19/117(2014.01)i, H04N19/14(2014.01)i, H04N19/159(2014.01)i, H04N19/176(2014.01)i
--

出願人 (氏名又は名称) パナソニック インテレクチュアル プロパティ コーポレーション オブ アメリカ

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 25.05.2018

名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 牛丸 太希 電話番号 03-3581-1101 内線 3541	5C	6297
---	--	----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-8	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	2-3, 5-6	有
	請求項	1, 4, 7-8	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-8	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2014-511632 A (テレフオンアクチーボラゲット エル エム エリクソン (パブル)) 2014.05.15, 0001-0110段落、図1-14 & WO 2012/118421 A1, pp.1-35, Figs. 1-14
- 文献2 : WO 2012/035746 A1 (日本電気株式会社) 2012.03.22, 0087-0099段落、図1-8 & US 2013/0121407 A1, pars. 0094-0128, FIGS. 1-8
- 文献3 : US 2015/0063471 A1 (MICROSOFT CORPORATION) 2015.03.05, 0060-0064段落、FIGS. 8-9 (ファミリーなし)
- 文献4 : US 2011/0200103 A1 (SK TELECOM. CO., LTD.) 2011.08.18, 0007-0079段落、図7-12 & KR 10-2010-0045007 A
- 文献5 : JP 2014-42326 A (パナソニック株式会社) 2014.03.06, 図11 & US 2013/0022112 A1, FIG. 11
- 文献6 : US 2011/0200100 A1 (SK TELECOM. CO., LTD) 2011.08.18, 全文 & KR 10-2010-0046289 A

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

1. 請求項1、4、7-8に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-4から進歩性を有しない。

文献1には、

プロセッサと(0021、0110段落)、

メモリとを備え(0021、0110段落)、

前記プロセッサは、前記メモリを用いて(0021、0110段落)、

ブロック境界を挟み非対称なフィルタ特性(第1のフィルタ決定値、第2のフィルタ決定値)を決定し(0019-0023、0041-0048段落、図2)、

決定された前記フィルタ特性を有するデブロッキングフィルタ処理を行う(0016-0017、0023、0041-0049段落、図2)

符号化装置が記載されている。

また、文献1には、上記符号化装置に対応した復号装置も記載されている(図14)。

また、ブロック境界を挟み非対称なフィルタ特性を決定し、決定された前記フィルタ特性を有するデブロッキングフィルタ処理を行うことは、

文献2の0087-0099段落、図8(特にpSize、qSizeが非対称なフィルタ特性である)、

文献3の0060-0064段落、FIGS. 8-9(特にtapsが非対称なフィルタ特性である)にも記載されている。

一方、文献4には、既存のデブロッキングフィルタを改善することを目的として(0007段落)、イントラ予測の予測方向とブロック境界との角度に基づき、前記ブロック境界を挟み非対称なフィルタ特性を決定することが記載されている(0065-0079段落、FIGS. 7-12。なお、文献4のFIGS. 8-11のフィルタは、フィルタの適用対象画素が、「ブロック境界を挟み反転対称」でないから、ブロック境界を挟み非対称なフィルタ特性を有する、とも認められる。)

よって、文献1-3に記載された発明に、デブロッキングフィルタを改善することを目的として、文献4に記載の技術を適用することで、請求項1、4、7-8に係る発明を構成することは当業者であれば容易になし得る。

2. 請求項2-3、5-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献から進歩性を有する。

請求項2、5の「前記フィルタ特性の決定では、前記角度が垂直に近いほど前記ブロック境界を挟んだ前記フィルタ特性の差を大きくする」、請求項3、6の「前記フィルタ特性の決定では、前記角度が水平に近いほど前記ブロック境界を挟んだ前記フィルタ特性の差を小さくする」ことは、国際調査報告で引用された文献には記載されておらず、しかもこの点は、当業者といえども、容易には、なし得ない。